

事務連絡
平成27年11月18日

瀬戸内海環境保全特別措置法
関係府県
政令市 ご担当者様

環境省水・大気環境局
閉鎖性海域対策室

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項で定める特定施設の
構造等の変更許可に係る照会への回答について（周知）

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議
決定）において、瀬戸内海環境保全特別措置法で定める特定施設の構造等の変
更許可（8条1項）について、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能で
あるか（施行規則7条の2の適応対象となるか）の照会について速やかに検討
し、関係地方公共団体に必要な周知を行うこととされました。

今般、これに該当する照会があったため、下記の通り周知いたします。

記

照会者： 山口県
照会内容： 別紙の通り
回 答： 照会者の見解で問題ない

以上

照会様式

瀬戸内海環境保全特別措置法にかかる疑義にかかる照会票

No. 1

タイトル	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2第1号ハの該当性について				
照会年月日	H27. 10. 26	照会者	山口県環境政策課	照会者連絡先	083-933-3038
区分	○	1 法解釈	法令名・条項	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2第1号ハ	
		2 特定施設	特定施設番号		
		3 その他	内容		
状況・条件	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業場の設置者が、下記の変更による瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第8条第1項に基づく変更許可申請を行うにあたって、事前相談があった。 ① 特定施設や汚水等の処理施設等の施設を変更せずに、現状の汚水等に係る排出水の排水口を雨水専用とし、既存の雨水専用排水口から汚水等に係る排出水を排出する。これにより法第5条第2項第7号の「排出水の量（排水系統別の量を含む。）」の変更を行う。 				
照会内容	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第7条の2第1号ハに「排出水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。）に変更がないこと」と規定されている。 既存の雨水専用排水口から汚水等に係る排出水を排出し、従前の排水口を雨水専用排水口とし、廃止しなかった場合、規則第7条の2第1号に該当すると解してよろしいか。 				
照会者の見解	<ul style="list-style-type: none"> 雨水専用排水口から汚水等に係る排出水を排出する場合、周辺公共用水域の範囲が変更になる。 法の規定する様式第2では、「排出水の排出の方法」は「汚水等の処理の方法」（別紙3）に記載することとなっており、汚水等に係る排出水が放流される排水口は変更になった場合、規則第7条の2各号に該当しないことから、事前評価等は必要である。 				
照会者の見解の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 規則第7条の2第1号は、特定施設から排出される汚水等が周辺公共用水域に至るまでに汚染状態及び量が増大しない場合を示し、その結果、変更許可の対象であっても事前評価等が免除されると考える。 このため、今回は汚水等に係る排出水の経路を変更することで、排出水の影響が及ぶ周辺公共用水域の範囲が変更になるため、既存の雨水専用排水口を活用し排出することとしても、汚水等に係る排出水の排出の方法は変更になっている。 また、水質汚濁防止法では「排出水の排出の方法」は「汚水等の処理の方法」の記載事項に含まれる（逐条解説水質汚濁防止法 P215）」とされている。 そのため、規則第7条の2各号に該当せず、事前評価等は省略できないものとする。 				
（事業者）の見解	<ul style="list-style-type: none"> 規則第7条の2第1号に該当し、事前評価等は省略できる。 				

(事業者) の見解の根拠	・既存の雨水専用排水口から排出し、従前の排水口を廃止しなかった場合、「排水の排出の方法」に変更がないため。
備考 ・特になし。	

- 「タイトル」欄には、内容を分かりやすく示したものをご記入してください（例：「特定施設番号3 ロの範囲」）
- 「照会者」欄には、団体名（自治体名・会社名）と所属部課室を記入してください（氏名は記載してもしなくても結構です）。
- 「区分」欄は、1 法解釈、2 特定施設、3 その他 から該当するものについて「○」を選択し、内容について右欄にご記入ください。
- 「状況・条件」欄には、照会の前提となる現地の状況・条件をご記入ください。図がある場合は別紙を付けても構いません。
- 「状況・条件」欄と「照会内容」は必ず分けてご記載ください。
- 「照会内容」欄には、質問形式で照会事項を記載してください。
- 「照会者の見解」には、**貴団体の見解を必ずご記入ください。**
- 「照会者の見解の根拠」欄には、**見解の根拠を具体的に（根拠となる文書等を示す等）ご記入ください。**
- 「（ ）の見解」欄には、関連する事業者の見解がある場合にご記入ください。なお、（ ）内には、見解を示した者を記入してください（例：申請者、下水道事業者等）
- 「（ ）の見解の根拠」欄には、関連する事業者の見解があり、その根拠をがある場合にご記入ください。
- 照会者の「見解」又は「見解の根拠・補足」に記入がない場合は、原則として回答いたしませんのでご了承ください。

【イメージ図】

